

Ⅱ 会社法の制定に伴う改正

1 同族会社の判定基準の整備

〔制度の概要〕

同族会社とは、会社の上位3株主グループ（株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の3人以下並びにこれらの株主等と特殊の関係のある個人及び法人を一のグループとした場合のそのグループをいいます。以下同じ。）が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の50%を超えるの数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社をいうこととされています（旧法20）。

〔改正の内容〕

同族会社の範囲について、上記の判定により同族会社に該当するもののほかに、次の判定により同族会社に該当するものが追加されました（法20、法令4）。

(1) 議決権の数による判定

会社の上位3株主グループが、その会社の次に掲げる議決権のいずれかにつきその総数（その議決権を行使することができない株主等有する議決権の数を除きます。）の50%を超える数を有する場合には、同族会社に該当することとされました（法20、法令4③二・⑤）。

イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
ロ 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権
ハ 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

(2) 社員の数による判定

会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）の上位3株主グループが、その社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあっては、業務を執行する社員）の総数の半数を超える数を占める場合には、同族会社に該当することとされました（法20、法令4⑤）。

〔適用時期〕

平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23、改正法令附則2）。

2 資本金等の額及び利益積立金額に関する規定の整備等

〔改正の内容〕

(1) 資本金等の額等に関する規定の整備

イ 計算規定の整備等

資本金等の額が、法人が株主等から出資を受けた金額として次に掲げる金額の合計額と定義され、計算規定が政令に移管される等所要の整備が行われました（法2十六、法令8）。

- ① 資本金の額又は出資金の額
- ② 次の算式により計算した金額

(算式)

$$\left[\text{過去事業年度までの①の金額以外の} \right] + \left[\text{当該事業年度の①の金額以外の} \right]$$

資本金等の額の増減額 資本金等の額の増減額

(注) 1 「過去事業年度」とは、当該事業年度前の各事業年度をいいます。

2 「①の金額以外の資本金等の額の増減額」とは、法令第8条第1項(資本金等の額)第1号から第14号までに掲げる金額の合計額から同項第15号から第21号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます。

また、連結納税制度においても、連結法人ごとに資本金等の額に準じて連結個別資本金等の額を計算することとした上で、連結資本金等の額がその連結個別資本金等の額の合計額と定義されました(法27・十七の二、法令8の2)。

ロ 株式の発行等により増加する資本金等の額

株式の発行又は自己株式の譲渡(一定の場合を除きます。)により増加するその発行等をした法人の資本金等の額は、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額とされました(法令8①一)。

ハ 自己株式を取得した場合に減少する資本金等の額

法人が自己の株式を取得した場合には、資産に計上せず、その取得の時に資本金等の額を減少させることとされました(法221、法令8①二十・二十一)。

ニ 2以上の種類の株式を発行している法人の資本金等の額の区分管理

2以上の種類の株式を発行している法人の資本金等の額は、その種類の株式に係る種類資本金額ごとに区分して管理することとされました(法令8①二十ロ・②～⑤)。

(注) 「種類資本金額」とは、2以上の種類の株式を発行している法人のその種類の株式の交付に係る増加した資本金の額又は出資金の額及び法令第8条第1項第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から同項第19号から第21号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます(法令8②)。

(2) 利益積立金額等に関する規定の整備

利益積立金額は、法人の所得の金額で留保している金額として次の算式により計算した金額の合計額と定義され、計算規定が政令に移管される等所要の整備が行われました(法28、法令9)。

(算式)

$$\left(\text{過去事業年度までの利益積立金額の増減額} \right) + \left(\text{当該事業年度の利益積立金額の増減額} \right)$$

(注) 「利益積立金額の増減額」とは、法令第9条第1項(利益積立金額)第1号から第4号までに掲げる金額の合計額から同項第5号から第9号までに掲げる金額の合計額を減算した金額をいいます。

また、連結納税制度においても、連結利益積立金額については各連結法人を一体として、連結個別利益積立金額については各連結法人ごとに、利益積立金額に準じて計算することとされました(法28の二・十八の三、法令9の2、9の3)。

[適用時期]

- (1) 改正の内容の(1)のイ及びハの規定は、平成18年4月1日以後に資本金等の額、連結資本金等の額及び連結個別資本金等の額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の資本等の金額、連結個別資本等の金額、資本積立金額、連結資本積立金額及び連結個別資本積立金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます(改正法附則25)。なお、平成18年4月1日に存する法人又は連結法人の同日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうち平成18年3月31日までの金額は、同日における改正前の資本積立金額又は連結個別資本積立金額に相当する金額からその法人が同日において有する自己の株式の同日の帳簿価額を減算した金額となります(改正法令附則4①、5①)。
- (2) 改正の内容の(1)のロの規定は、平成18年5月1日以後の株式の発行等について適用されます(改正法令附則4②)。

(3) 改正の内容の(1)の二の規定は、平成18年4月1日以後に種類資本金額が増加し又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の規定の資本等の金額等が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます（改正法附則25）。なお、同日前に発行された種類の株式に係る同日における種類資本金額は、次のいずれかの方法により区分することとされました（改正法令附則4④）。

イ 一の種類の株式以外の各種類の株式の発行価額の合計額をそれぞれ各種類の株式に係る種類資本金額とし、平成18年4月1日の資本金等の額からその各種類の株式に係る種類資本金額の合計額を減算した金額をその一の種類株式に係る種類資本金額とする方法

ロ 平成18年4月1日の資本金等の額を同日における発行済株式又は出資の価額の合計額で除し、これに各種類ごとの株式の同日における価額の合計額を乗じて計算した金額をその各種類の株式に係る種類資本金額とする方法

ハ その他合理的な方法

(4) 改正の内容の(2)の規定は、平成18年4月1日以後に利益積立金額、連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額が増加し、又は減少する事由が生ずる場合について適用され、同日前に改正前の利益積立金額、連結利益積立金額及び連結個別利益積立金額が増加し、又は減少する事由が生じた場合には改正前の規定が適用されます（改正法附則25）。なお、平成18年4月1日に存する法人又は連結法人の同日における利益積立金額、連結利益積立金額又は連結個別利益積立金額のうち平成18年3月31日までの金額は、同日における改正前の利益積立金額、連結利益積立金額又は連結個別利益積立金額に相当する金額となります（改正法令附則6①、7①、8）。

3 配当に関する規定の整備

〔制度の概要〕

(1) 受取配当等の益金不算入制度

この制度は、法人が受ける配当等の額のうち、連結法人株式等に係る配当等の額及び関係法人株式等に係る配当等の額についてはその全額を、その他株式等（連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。）に係る配当等の額についてはその50%相当額を益金の額に算入しないというものです（旧法23①②、81の4①）。

(2) 配当等の額とみなす金額

この制度は、法人の株主等である内国法人がその法人の合併等の事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本等の金額又は連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となったその法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配とみなすというものです（旧法24①）。

〔改正の内容〕

(1) 配当等の額の範囲の規定の整備

上記(1)の制度の適用対象となる配当等の額が次のとおり改正されました（法23①）。

改正前	改正後
① 利益の配当（旧商法に規定する金銭の分配（中間配当）を含みます。）の額	① 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）の額
	② 利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）の額
② 剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額	③ 剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額

③ 資産流動化法に規定する金銭の分配（中間配当）の額	④ 資産流動化法に規定する金銭の分配（中間配当）の額
④ 特定信託の収益の分配の額	⑤ 特定信託の収益の分配の額
⑤ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち一定の額	⑥ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち一定の額

(2) みなし配当が生ずる事由の規定の整備

上記(2)の制度の適用対象となる配当等の額とみなす金額が生ずる事由が次のとおり改正されました（法24①一～六）。

改正前	改正後
① 合併（適格合併を除きます。）	① 合併（適格合併を除きます。）
② 分割型分割（適格分割型分割を除きます。）	② 分割型分割（適格分割型分割を除きます。）
③ 資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除きます。）又は解散による残余財産の分配	③ 資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限ります。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいいます。）又は解散による残余財産の分配
④ 株式の消却（取得した株式について行うものを除きます。）	—
⑤ 自己の株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得を除きます。）	④ 自己の株式又は出資の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他一定の取得及び取得請求権付株式等の請求権の行使等による株式の取得を除きます。）
⑥ 社員の退社又は脱退による持分の払戻し	⑤ 出資の消却（取得した出資について行うものを除きます。）、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること。
—	⑥ 組織変更（その組織変更の際にその組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限り。）

(3) 所有株式に対応する資本金等の額等の計算方法

2以上の種類の株式を発行していた法人が自己株式の取得等を行った場合におけるみなし配当の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額（以下「資本金等の額等」といいます。）は、次の算式により計算することとされました（法令23①四口）。

（算式）

所有株式
に対応する
資本金等の額等

=

取得等法人の自己株式の取得等の
直前の自己株式の取得等に係る株式
と同一の種類株式に係る
種類資本金額

×

株主法人が自己株式の取得等の
直前に有していた取得等法人の
自己株式の取得等に係る
その種類の株式の数
その種類の株式の総数

（注）「取得等法人」とは、自己株式の取得等をした法人をいいます。

〔適用時期〕

- 改正の内容の(1)の規定は、平成18年5月1日以後の日をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用され、平成18年5月1日前の日をその支払に係る基準日とする改正前の法第23条に規定する配当等の額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則26①）。
- 改正の内容の(2)の規定は、法人が平成18年5月1日以後の日をその支払に係る基準日とする資本の

払戻しにより金銭その他の資産の交付を受ける場合等について適用され、法人が平成18年5月1日前の日をその支払に係る基準日とする資本又は出資の減少により金銭その他の資産の交付を受けた場合等については、改正前の規定が適用されることなど、所要の経過措置が講じられています（改正法附則26③～⑥）。

- (3) 改正の内容の(3)の規定は、法人が平成18年4月1日以後に行う自己株式の取得等について適用され、法人が同日前行った株式の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退による持分の払戻しについては、改正前の規定が適用されます（改正法令附則12②）。

4 有価証券に関する規定の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（次のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額）又は譲渡損失額（次のロに掲げる金額がイに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するというものです（旧法61の2①）。

イ その有価証券の譲渡に係る対価の額（みなし配当相当額を控除した金額）

ロ その有価証券の譲渡に係る原価の額

また、法人が有価証券の取得をした場合における有価証券の取得価額は、有価証券の区分に応じてそれぞれ定められた金額とするというものです（旧法令119①）。

〔改正の内容〕

(1) 有価証券の譲渡に係る対価の額の規定の整備

イ 取得請求権付株式等の請求権の行使等による有価証券の譲渡損益の繰延べ

法人が、次の表の左欄に掲げる有価証券を右欄に掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由によりその有価証券の取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合（交付を受けた株式又は新株予約権の価額が譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除きます。）における有価証券の譲渡に係る対価の額は、その有価証券の譲渡の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の2①）。

譲渡した有価証券	譲渡が行われる事由
(イ) 取得請求権付株式(法61の2①一)	取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価としてその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合のその請求権の行使
(ロ) 取得条項付株式(法61の2①二)	取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として取得をされる株主等にその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合（その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得をされる場合には、その株式の取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含みます。）のその取得事由の発生
(ハ) 全部取得条項付種類株式(法61の2①三)	全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として取得をされる株主等にその株式の取得をする法人の株式のみが交付される場合又はその株式の取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合のその取得決議
(ニ) 新株予約権付社債についての社債(法61の2①四)	新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によりその取得の対価としてその社債の取得をする法人の株式が交付される場合のその新株予約権の行使
(ホ) 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債(法61の2①五)	取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として取得をされる新株予約権者にその新株予約権の取得をする法人の株式のみが交付される場合のその取得事由の発生

ロ 合併等による新株予約権の譲渡損益の繰延べ

法人がその有する新株予約権（新株予約権付社債を含みます。ロにおいて「旧新株予約権等」といいます。）を発行した法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする合併、分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」といいます。）により旧新株予約権

等に代えてその合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。）のみの交付を受けた場合における旧新株予約権等の譲渡に係る対価の額は、その旧新株予約権等のその合併等の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の2⑨）。

ハ 組織変更による株式の譲渡損益の繰延べ

法人が旧株（その法人が有していた株式をいいます。以下同じ。）の発行人の行った組織変更（その発行人の株主等にその発行人の株式のみが交付されたものに限ります。）に際してその発行人の株式の交付を受けた場合における旧株の譲渡に係る対価の額は、その旧株のその組織変更の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の2⑩）。

ニ 株式交換又は株式移転による株式の譲渡損益の繰延べ

法人が旧株の発行人の行った株式交換又は株式移転（その発行人の株主に株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合における旧株の譲渡に係る対価の額は、その旧株のその株式交換又は株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額とされました（法61の2⑦⑧）。（20ページⅢ1〔改正の内容〕(3)参照）

(2) 有価証券の取得価額に関する規定の整備

イ 金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付等により取得をした有価証券の取得価額の規定の整備

法人が次の表の左欄に掲げる有価証券を取得した場合におけるその取得価額は、それぞれ右欄に掲げる金額とされました（法令119①二～四）。

取得した有価証券	取得価額
(イ) 金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券（(ハ)又は下記ロ(ス)に該当する有価証券及び適格現物出資により取得をしたものを除きます。）（法令119①二）	その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額
(ロ) 株式等無償交付（法人がその株主等に対して新たに金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付をさせないでその法人の株式（(ハ)及び下記ロ(イ)において出資を含みます。）又は新株予約権を交付することをいいます。）により取得をした株式又は新株予約権（(ハ)に該当する有価証券及び新株予約権付社債に付された新株予約権を除きます。）（法令119①三）	零
(ハ) いわゆる有利発行の場合における払込み又は給付により取得をした有価証券（新たな払込み又は給付をせず取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が株主等として取得をした株式又は新株予約権で他の株主に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合におけるその株式又は新株予約権、下記ロ(ス)に該当する有価証券及び適格現物出資により取得をしたものを除きます。）（法令119①四）	その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

ロ 直前の帳簿価額を付すべき有価証券を取得した場合の規定の追加

法人が次の表の左欄に掲げる有価証券を取得した場合におけるその取得価額は、それぞれ右欄に掲げる金額とされました（法令119①八・十・十二～二十一）。

取得した有価証券	取得価額
(イ) 株式交換（株式交換に係る株式交換完全子法人の株主にその株式交換に係る株式交換完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）により交付を受けたその株式交換完全親法人の株式（法令119①八）	株式交換完全子法人の株式のその株式交換の直前の帳簿価額に相当する金額
(ロ) 株式移転（株式移転に係る株式移転完全子法人の株主にその株式移転に係る株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）により交付を受けたその株式移転完全親法人の株式（法令119①十）	株式移転完全子法人の株式のその株式移転の直前の帳簿価額に相当する金額
(ハ) 新株予約権又は新株予約権付社債（(ハ)において「旧新株予約権等」といいます。）を発行する法人を被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は	旧新株予約権等のその合併等の直前の帳簿価額に相当する金額

株式移転完全子法人とする合併等によりその旧新株予約権等に代えて合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の新株予約権又は新株予約権付社債のみの交付を受けた場合におけるその新株予約権又は新株予約権付社債（法令119①十二）	
(ニ) 組織変更（組織変更をした法人の株主等にその法人の株式のみが交付されたものに限り。）に際して交付を受けた株式（法令119①十三）	法人の株式のその組織変更の直前の帳簿価額に相当する金額
(ホ) 取得請求権付株式に係る請求権の行使による取得請求権付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十四）	取得請求権付株式の請求権の行使の直前の帳簿価額に相当する金額
(ヘ) 取得条項付株式に係る取得事由の発生（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限り。）による取得条項付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十五）	取得条項付株式の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額
(ト) 取得条項付株式に係る取得事由の発生（その取得の対象となった種類の株式のすべてが取得され、かつ、その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付されたものに限り。）による取得条項付株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式及び新株予約権（法令119①十六）	① 株式…取得条項付株式の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額 ② 新株予約権…零
(チ) 全部取得条項付種類株式に係る取得決議（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限り。）による全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十七）	全部取得条項付種類株式の取得決議の直前の帳簿価額に相当する金額
(リ) 全部取得条項付種類株式に係る取得決議（その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付されたものに限り。）による全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式及び新株予約権（法令119①十八）	① 株式…全部取得条項付種類株式の取得決議の直前の帳簿価額に相当する金額 ② 新株予約権…零
(ヌ) 新株予約権付社債についての社債に係る新株予約権の行使による社債の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①十九）	その行使の直前の新株予約権付社債の帳簿価額
(ル) 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債についての新株予約権に係る取得事由の発生による取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の取得の対価として交付を受けたその取得をする法人の株式（法令119①二十）	取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の取得事由の発生の直前の帳簿価額に相当する金額
(ロ) 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債についての新株予約権に係る取得事由の発生（その取得の対価としてその取得をされる新株予約権者にその取得をする法人の株式のみが交付されたものに限り。）により取得をした自己の取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された自己の新株予約権付社債（法令119①二十一）	取得をした取得条項付新株予約権の帳簿価額（取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、その新株予約権付社債の償還金額からその新株予約権付社債についての社債に係る社債発行差金のその取得の直前の帳簿価額を控除した金額を加算した金額）に相当する金額

(注) 表の(ホ)から(ル)までに掲げる株式等については、法第61条の2第11項の規定の適用を受ける場合のその取得をする法人の株式等に限り。

ハ 適格株式交換又は適格株式移転により取得をした場合の規定の追加

適格株式交換又は適格株式移転により取得をした適格株式交換又は適格株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の取得価額は次の表の右欄に掲げる金額とされました（法令119①九・十一）。

取得した有価証券	取得価額
適格株式交換又は適格株式移転により取得をした株式交換完全子法	① 適格株式交換又は適格株式移転の直前における株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主の数が50人未満である場合…株式交換完全子法人又

人又は株式移転完全子法人の株式
(法令119①九・十一)

は株式移転完全子法人の株主が有していたその株式交換完全子法人又は株式
移転完全子法人の株式の適格株式交換又は適格株式移転の直前の帳簿価額に
相当する金額の合計額

② 適格株式交換又は適格株式移転の直前における株式交換完全子法人又は株
式移転完全子法人の株主の数が50人以上である場合…株式交換完全子法人又
は株式移転完全子法人の簿価純資産価額に相当する金額

(3) 有価証券の譲渡損益の益金又は損金算入時期

有価証券の譲渡が剰余金の配当等によるものである場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした
日の属する事業年度ではなく、その剰余金の配当等の効力発生日の属する事業年度の益金の額又は損
金の額に算入することなどが明確化されました（法61の2①、法規27の3の2）。

(4) 自己の株式を譲渡した場合の規定の廃止

自己の株式を譲渡した場合の規定が廃止されました（旧法61の2⑤）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)のイの規定は、平成18年5月1日以後に表の右欄に掲げる事由が生ずる場合につい
て適用されます（改正法附則35⑥）。
- (2) 改正の内容の(1)のロ及びハの規定は、平成18年5月1日以後に合併等又は組織変更が行われる場合
について適用されます（改正法附則35④）。
- (3) 改正の内容の(1)のニの規定は、平成18年10月1日以後に株式交換又は株式移転が行われる場合につ
いて適用されます（改正法附則35③）。
- (4) 改正の内容の(2)のイの規定は、法人が平成18年5月1日以後に取得する有価証券について適用され、
法人が平成18年5月1日前に取得した有価証券については、改正前の規定が適用されます（改正法令
附則23②）。
- (5) 改正の内容の(2)のロのハからニまでの規定は、法人が平成18年5月1日以後に取得する有価証券に
ついて適用されます（改正法令附則23⑤）。
- (6) 改正の内容の(2)のロのイ及びロ並びにハの規定は、法人が平成18年10月1日以後に取得する有価証
券について適用されます（改正法令附則23③）。
- (7) 改正の内容の(3)の規定は、平成18年5月1日以後に行われる有価証券の譲渡について適用されます
（改正法規附則1二）。
- (8) 平成18年4月1日前に自己の株式の譲渡が行われた場合には、改正の内容の(4)の改正前の規定が適
用されます（改正法附則35①）。

5 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 会社更生による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、法人について会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合において、
その法人が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業
年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のもののうち
右欄に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、損金の額に算入するというものです（旧法59①、
法令116の3、116の4）。

適用対象となる場合	債務免除益等の額
イ 更生手続開始の決定があった時においてその法人に対 し一定の債権を有する者からその債権につき債務の免除 を受けた場合	その債務の免除を受けた金額

ロ 更生手続開始の決定があったことに伴いその法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合	その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
ハ 会社更生法等の規定に従って行う評価換え（法25②）をした場合	その評価換えにより適用年度の益金の額に算入される金額（その評価換えにより適用年度の損金の額に算入される金額がある場合（法33②）には、その益金の額に算入される金額からその損金の額に算入される金額を控除した金額）

(2) 民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと、旧商法の規定による整理開始の命令があったことその他の特定の事実が生じた場合において、その法人が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度（ハの場合に該当するときは、その該当することとなった事業年度。以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のもののうち右欄に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、損金の額に算入するというものです（旧法59②、旧法令117、法令118）。

適用対象となる場合	債務免除益等の額
イ 特定の事実が生じた時においてその法人に対し一定の債権を有する者からその債権につき債務の免除を受けた場合	その債務の免除を受けた金額
ロ 特定の事実が生じたことに伴いその法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合	その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
ハ 民事再生等の場合における評価益の益金算入（法25③）又は評価損の損金算入（法33③）の規定の適用を受ける場合	その評価益の益金算入の規定により適用年度の益金の額に算入される金額からその評価損の損金算入の規定により適用年度の損金の額に算入される金額を減算した金額

〔改正の内容〕

(1) 適用対象となる場合及び金額の見直し

上記(1)及び(2)の表のイの左欄に掲げる「債務の免除を受けた場合」に、一定の債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含むこととされ、同表のイの右欄の「債務の免除を受けた金額」に、その消滅した債務に係る利益の額を含むこととされました（法59①一・②一）。

(2) 適用対象となる特定の事実の見直し

上記(2)の特定の事実から、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれ、会社法の規定による特別清算開始の命令があったことが追加されました（法令117二）。

〔適用時期〕

- 改正の内容の(1)の規定は、法人が平成18年5月1日以後に債務の免除を受ける場合について適用され、法人が同日前に債務の免除を受けた場合については、改正前の規定が適用されます（改正法附則33）。
- 平成18年5月1日前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合における改正前の法令第117条第2号に定める債権については、改正の内容の(2)の改正前の規定が適用されます（改正法令附則21）。

6 その他

- その他会社法の制定等に伴い、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 株主等の範囲（法24、改正法附則1六ロ）	○ 株主等の範囲から旧有限会社法の有限会社の社員が除かれ、合同会社の社員が追加されました。	平18.5.1から施行されます。

<p>(2) 役員¹の範囲 (法2十五、法令7二、改正法附則1六ロ、改正法令附則1二)</p>	<p>○ 役員¹の範囲に会計参与が追加されるなど、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。</p>
<p>(3) 有価証券²の範囲 (法2二十一、改正法附則1)(法令11、改正法令附則1二、9)</p>	<p>○ 有価証券²の範囲から、自己が有する自己の株式又は出資が除かれました。 ○ 有価証券²に準ずるものの範囲から、旧商法に規定する1株未満の端数の部分が除かれるなど、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.4.1から施行されます。 平18.5.1前に取得した端数の部分については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 繰延資産³の範囲 (旧法令14①二、改正法令附則10①)</p>	<p>○ 繰延資産³の範囲から建設利息が除かれました。</p>	<p>平18.5.1前に支出した建設利息については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 連結納税⁴における株式の保有関係等 (法令14の3①二ロ、改正法令附則1二)</p>	<p>○ 連結納税⁴における株式の保有関係を判定する際に他方の法人の発行済株式又は出資から除かれる株式又は出資について、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。</p>
<p>(6) 事業年度の意義 (法13、改正法附則1六ロ)</p>	<p>○ 事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(会計期間)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定めるものをいうこととされました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。</p>
<p>(7) 連結法人株式等の範囲 (法令19①、155の9①、改正法令附則11①、30②)</p>	<p>○ 連結法人株式等は、法人が受ける配当等の額の計算対象期間の開始の日からその計算対象期間の末日まで継続して、その配当等の支払を受ける法人と配当等の額を支払う他の法人との間に連結完全支配関係があった場合の当該他の法人の株式又は出資をいうこととされました。 (注)「計算対象期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該他の法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。ただし、その期間が1年を超える場合は、その配当等の額の支払に係る基準日の1年前の日の翌日からその基準日までの期間となり、その配当等の額がその基準日前1年以内に設立された法人からその設立後最初に支払を受ける配当等の額である場合は、その設立の日からその基準日までの期間となります。</p>	<p>法人が受ける平18.5.1以後の日をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用され、法人が受けた平18.5.1前の日をその支払に係る基準日とする配当等の額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 益金に算入される配当等の元本たる株式等 (法23③、81の4②、法令20①、155の7①、改正法附則26②、45)</p>	<p>○ 益金に算入される配当等の元本たる株式等(いわゆる短期所有株式等)は、その配当等の額の支払に係る基準日(信託の収益の分配については、その計算の基礎となった期間の末日)以前1月以内に取得し、かつ、その株式等又はその株式等と銘柄を同じくする株式等をその基準日後2月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等のうちの一定のものとしてされました。</p>	<p>法人が受ける平18.5.1以後の日を基準日とする配当等の額について適用され、法人が受けたその計算の基礎となった期間の末日が平18.5.1前である配当等の額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 関係法人株式等の範囲等 (法令22の2①、155の10①、改正法令附則1二)(旧法令22の2②六、改正法令附則11④)</p>	<p>○ 関係法人株式等に該当するかどうかを判定する際の株式等の所有期間は、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日を基準とすることとされ、同日以前6月以上引き続き有しているかどうかにより判定することとされました。 ○ 株式移転に係る完全子会社から株式等の譲受けをした場合の所有期間の通算制度が廃止されました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。 平18.10.1前に行われた株式等の譲受けについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) みなし配当の基因となる自己株式の取得の範囲の見直し等 (法令23③、改正法令附則12④)</p>	<p>○ みなし配当の基因となる自己株式の取得から除外される事由に、合併に反対する被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取りが追加されたほか、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後に生ずる事由について適用され、同日前に生じた事由による取得については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) みなし配当の額の通知義務 (法令23④、改正法令附則12⑥)</p>	<p>○ みなし配当の額の通知対象に株主等である外国法人が追加されたほか、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後に株主等である法人に金銭その他の資産を交付する場合につ</p>

		いて適用され、法人が同日前に株主等である法人に金銭その他の資産を交付した場合については、従来どおり適用されます。												
(12) 抱合株式に対するみなし割当て (法24②、改正法附則26⑦)	○ 分割法人の株式で分割承継法人が分割型分割の直前に有していたもの及び分割法人の株式で分割承継法人が分割型分割により分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたものに対し株式割当て等がなかった場合に株式割当て等があったものとみなす制度が廃止されたほか、所要の整備が行われました。	平18.5.1前に行った分割型分割等については、従来どおり適用されます。												
(13) 資産の評価益の計上ができる評価換え (旧法令24①一、改正法令附則13①)	○ 資産の評価益が計上できる評価換えから、組織の変更に伴って行う資産の評価換えが除かれました。	平18.5.1前の組織の変更に伴って行った資産の評価換えについては、従来どおり適用されます。												
(14) 再生計画認可の決定に準ずる事実等 (旧法令24の2①一、68の2①、改正法令附則13②)	○ 資産の評価益又は評価損が計上できる事実から、旧商法の規定による整理計画の決定があったことが除かれました。	平18.5.1前にされた整理計画の決定については、従来どおり適用されます。												
(15) 資産の評価損の計上ができる評価換え (旧法令68①一ニ・二ニ・三へ・四イ(3)、改正法令附則15)	○ 資産の評価損が計上できる事実から、旧商法の規定による整理開始の命令があったことにより評価換えをする必要が生じたことが除かれました。	平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合の評価換えについては、従来どおり適用されます。												
(16) 寄附金の損金不算入 (旧法37①、81の6①、令156の2①、改正法附則28①、46①)	○ 寄附金の額につき確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理をした場合の損金不算入の規定が廃止されました。	平18.5.1前に終了した事業年度等において支出した寄附金の額で利益処分による経理をしたものについては、従来どおり適用されます。												
(17) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等 (法42①②、44①、45①②、46①、47①②、49①、法令80、83、86、156の2①、旧法令83の4、改正法附則29、改正法令附則18)	○ 圧縮記帳が認められる経理方法について、次のように改正されました。 <table border="1" data-bbox="512 1377 1163 1796"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">経理方法</td> <td>・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法</td> <td>・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法</td> </tr> <tr> <td>・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法</td> </tr> <tr> <td>・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td> <td>・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法 (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 法第46条第1項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定については適用されません。</p>		改正前	改正後	経理方法	・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法	・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法 (注)	平18.5.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
	改正前	改正後												
経理方法	・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法	・ 損金経理により帳簿価額を減額する方法												
	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—												
	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法												
	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法 (注)												
(18) 国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等 (法43①、48①、法令80、86、156の2①、改正法附則29、改正法令附則18)	○ 特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。	(17)の適用時期等と同じとなります。												

<p>(19) 貸倒引当金勘定への繰入限度額（法令96①一ハ・三ニ、旧法規25の2一、改正法令附則19①②、改正法規附則2）</p>	<p>○ 個別評価金銭債権について貸倒引当金勘定に繰り入れることができる事由が次のとおり改正されました。</p> <p>イ 法令第96条第1項第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧商法の規定による特別清算に係る協定の認可及び整理計画の決定が除かれました。 ・ 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定が追加されました。 <p>ロ 法令第96条第1項第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てが除かれました。 ・ 会社法の規定による特別清算開始の申立てが追加されました。 	<p>平18.5.1以後にされる会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定等について適用され、同日前に行われた旧商法の規定による特別清算に係る協定の認可等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(20) 取得請求権付株式の取得等の対価として生ずる端数の取扱い（法令119の8の2、改正法令附則1二）</p>	<p>○ 取得請求権付株式の請求権の行使又は新株予約権の行使により1株に満たない端数が生ずる場合のその1株に満たない端数（これに準ずるものを含みます。）に相当する部分は、法第61条の2第11項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式（出資を含みます。）に含まれることとされました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。</p>
<p>(21) 売買目的有価証券の時価評価金額（法令119の13四イ、改正法令附則2）</p>	<p>○ 売買目的有価証券のうち償還期限及び償還金額の定めのある有価証券の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 転換社債が含まれることとなりました。</p> <p>ロ 償還期限に償還されないと見込まれる新株予約権付社債その他これに準ずるものが除かれました。</p>	<p>平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p>
<p>(22) 償還有価証券の帳簿価額の調整（法令119の14、改正法令附則2）</p>	<p>○ 売買目的外有価証券のうち償還期限及び償還金額の定めのある有価証券の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 転換社債が含まれることとなりました。</p> <p>ロ 償還期限に償還されないと見込まれる新株予約権付社債その他これに準ずるものが除かれました。</p>	<p>平18.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p>
<p>(23) 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等（法令121の5④、改正法令附則1二）</p>	<p>○ 繰延ヘッジ処理により、デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうち益金の額又は損金の額に算入されなかった金額に相当する金額は、その適用を受ける事業年度終了の時の負債の帳簿価額又は資産の帳簿価額に含まれることが明確化されました。</p>	<p>平18.5.1から施行されます。</p>
<p>(24) 株式譲渡請求権の行使があった場合の所得の計算（法令136の4、改正法令附則1）</p>	<p>○ 有価証券の範囲から、自己が有する自己の株式又は出資が除かれたことに伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.4.1から施行されます。</p>
<p>(25) 一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例（法令139の3、改正法令附則25）</p>	<p>○ 制度の対象に、新株予約権者に端数代わり金を交付すべきものとして収入する金額又は新株予約権者に端数代わり金として交付した金額が追加されたほか、所要の整備が行われました。</p>	<p>平18.5.1以後に株主等又は新株予約権者に交付すべきものとして収入する金額及び交付する金額について適用され、同日前に株主等に交付すべきものとして収入した金額及び交付した金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(26) 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整（法61の13①、81の10①、改正法令附則37①②、49①②）</p>	<p>○ 制度の対象となる譲渡損益調整資産を譲渡した場合から、株式又は出資をその発行法人に譲渡した場合が除かれました。</p>	<p>平18.4.1以後に譲渡損益調整資産を譲渡する場合に適用され、同日前に改正前の譲渡損益調整資産を譲渡した場合は従来どおり適用されます。</p>

		平18.3.31に譲渡損益調整資産（自己の株式又は出資に限ります。）を有していた場合には、その譲渡損益調整資産につき平18.4.1において損益戻入れ事由が生じたものとみなされます。
(27) 欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実（法令154の3、156①、改正法令附則28、35）	○ 欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実から、旧商法の規定による整理開始の命令が除かれました。	平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日に現に係属している会社の整理に関する事件について同日以後に整理開始の命令があった場合には、従来どおり適用されます。
(28) 恒久的施設を有しない外国法人の課税所得（法令187①三、改正法令附則1二）	○ 国内源泉所得に関し、内国法人の発行する株式について、所要の整備が行われました。	平18.5.1から施行されます。

Ⅲ 企業組織再編成に関する改正

1 株式交換又は株式移転に係る課税の特例制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 特定子会社の株主における特定子会社株式の譲渡損益に対する課税の繰延制度

この制度は、特定子会社（株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」といいます。）により完全子会社となる法人をいいます。以下同じ。）の株主である法人が、その有する特定子会社の株式につき株式交換等による移転があったことにより特定親会社（株式交換等により完全親会社となる法人をいいます。以下同じ。）から新株の割当てを受けた場合において、その特定親会社における特定子会社株式の受入価額がその法人の帳簿価額以下であること等の要件を満たすときには、その法人の特定子会社株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べるというものです（旧措法67の9）。

(2) 特定子会社における株式移転後の子会社株式等の譲渡益に対する課税の繰延制度

この制度は、株式移転が行われた後に特定子会社が特定親会社に対して子会社株式等の譲渡をした場合において、その子会社株式等の譲渡時における価額が譲渡直前の帳簿価額を超えていること等の要件を満たすときには、その子会社株式等の譲渡利益相当額はその特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の損金の額に算入するというものです（旧措法67の10）。

〔改正の内容〕

(1) 租税特別措置法に規定されていた上記(1)及び(2)の制度が廃止されました。

(2) 株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に係る制度

法人税法において、適格株式交換及び適格株式移転が創設されました（法2十二の十六・十二の十七、法令4の2⑫～⑳）。

適格株式交換又は適格株式移転の適格要件の概要は、次の表のとおりです。